○北陸地方整備局告示第七十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　登録番号

北陸地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人　新潟県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	関　尚久、阿部　文夫
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十四年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第七十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員及び評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　登録番号

北陸地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人　新潟県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	遠藤　良博

(2)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	阿部　文夫
変更後	古山　樹生

(3)　変更年月日

平成二十四年四月一日

○中国地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月十五日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
津山市川崎字中河原一九五七番三から同市川崎字中河原一九七四番二まで	前	一八・〇〇～二九・〇〇メートル　〇・一六四キロメートル
	後	一九・五〇～二九・〇〇メートル　〇・一六四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月十五日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十三号　津山市川崎字中河原一九六六番二から同市川崎字中河原一九七四番二まで　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年五月十五日

○中国地方整備局告示第八十一号

千代川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年五月十五日

中国地方整備局長　戸田　和彦

次の図面（第二十号図）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

（図面省略）

○四国地方整備局告示第九十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十四年五月十五日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　登録番号

四国地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社　愛媛建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	白石　浩
変更後	柚山　一利

(2)　変更年月日

平成二十四年五月八日

○北海道開発局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月十五日

北海道開発局長　高松　泰

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五号　北海道山越郡長万部町字豊津一五一番二から同町字豊野一九二番まで　北海道開発局及び同局函館開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年五月十五日